

外国人労働者問題の本質

——経済問題と人権問題——

東京農業大学 (経営学)

裴 富 吉

目 次

| | |
|--------------------------------|---------------------------------|
| 1 はじめに —問題の本質— | 3 本質的考察 (1) 経済問題 (2) 人権問題 |
| 2 歴史的考察 (1) 欧米諸国 (2) 日 本 | 4 む す び —一定住外国人の就業問題— |

1 はじめに —問題の本質—

いまや、日本における外国人労働者問題は、深刻な様相を呈している。1990年6月1日に施行された「出入国管理及び難民認定法」の「改正」は、そうした事態への対応をねらっていた。

しかし、不法滞在者の数は、すでに20万-30万人に達するものと推定されている〔1990年での話〕。いまとなつては、日本企業社会において「外国人労働者」の存在は、その欠かせない構成層になっている。

主に、資本主義体制〔先進と発展途上〕国間の経済格差に原因する外国人労働者問題の発生は、歴史的にみると、欧米諸国にその典型が現れてきたとされている。だが実は、戦前より日本にもその一典型が現れていた事実を忘れてはならない。

※論者は現在、東京農業大学生物産業学部教授の職にある。

日本の「外国人」労働者問題は、今日では定住外国人となっている在日韓国・朝鮮人問題において、はやくから現象していた。この歴史的・現実的な問題にふれずして、日本の「外国人」労働者の存在を語ることはできない。いくら欧米諸国の当該問題を論じてみたところで、これが、ただちに日本の問題の考察に役だつわけではない。このへんのとらえかたで、関係識者には思いちがいもある。

現在の日本の外国人労働者問題は、その原型^{プロトタイプ}を、旧日帝時代の植民地から日本に大量にわたってきた〔強制・半強制を問わず〕韓国・朝鮮人のなかに求めることができる。

敗戦後、GHQ占領下、在日韓国・朝鮮人、台湾人の処遇は、つねに治安維持の観点から決定されてきた。

1947年5月2日(新憲法施行の前日)、最後の勅令(天皇の名によって発布される法律)として、「外国

人登録令」が施行されている。また、まだGHQの占領下にあった1951年11月、「出入国管理令」がいわゆるポツダム政令として施行されている。

当時、在日外国人のうち9割以上は在日韓国・朝鮮人(約60万人)であり、「外国人登録法」〔1952年4月に「法」となる〕と「出入国管理令」〔同上〕は、まさに在日韓国・朝鮮人を取りしめる法律という観があったり。

そのふたつの法律は、第2次世界大戦後の世界情勢：冷戦構造体制を意識した「反共思想」と、明治以来の日本がもつ「民族排外主義」「単一民族国家観」を色こく反映した、在日外国(韓国・朝鮮)人弾圧法である。

つまり、日本政府がとってきた外国人政策、いわゆる「入管体制」(出入国管理体制といわない点に注意したい)は、その成立事情からして、在日韓国・朝鮮人対策であった。端的に言って、それは在日韓国・朝鮮人という存在を抹殺するための政策であった。

したがって、その二法は、現在の外国人労働者問題との関係で考えるに、時代おくれというような生やさしいものではなく、はじめから、日本に住む外国人の人権をどう保障するかという視点をまったく欠いたものである。

いま、その同じ欠陥が、新しく入国してきている外国人労働者の人権侵害となって噴出している。それは、いままで溜めっぱなしにしてきたツケが、のっぴきなならない事実として突きつけられていることを意味する。

日本政府と日本社会は、そうした事実を率直に認めねばならない。そして、そこから出発して、問題の根元がどこにあるのかを突きとめ、人権の視点に立った適切な政策を立てなおさねばならない²⁾。

この期にいたって、のん気にかつ性急に「戦略的『鎖国』論」を高唱するような主張(西尾幹二、東京電気通信大学教授・ドイツ文学哲学専攻)は、その論調を聞いた結果、「人権差別者」のレッテルを貼られて当然であろう。西尾のような論旨が日本社会でその需要があるという事実は、この社会に根深く実在する「人権差別」意識を正直に反映するものである。

もっとも、西尾幹二は日本における外国人労働者問題〔まして在日外国人(韓国・朝鮮人、台湾人)

問題〕については、ズブの素人であり、西ドイツのことしかよくしらないのに、日本の戦略→外国人労働者「鎖国」論をぶちあげている³⁾。

西尾がそんなことを息ましている最中に、この国には、どんどん外国人〔労働者〕が〔まず合法的に〕入国し、〔のちに不法に〕在留する人間となって、その数を増やしている。

注) 西尾については、彼が開国論者や鎖国論者というカテゴリーにあてはまる者ではないという解釈がある³⁾が、いまのところ、西尾の論調はこの国における「人権・民族差別」を是認するものとみられてもしかたない。

日本政府当局の基本方針は、「鎖国」政策そのものであるが、その運用実態は、入国してくる外国人〔労働者〕が「不法就労者」となる可能性を黙認する方向を採っている。

過去に、日本政府は「単純労働者」の入国は認めない方針であることを、閣議了承という約束ごとをもってかさねて確認してきた。しかし、その実情は、20万-30万人にもなる「不法滞在」外国人労働者を、その弱みにつけこんで「奴隷」のように安易に安価に酷使しているのである。

その事実は、半世紀まえまで、あるいはいままで在日韓国・朝鮮人におこなってきた施策となんらかわらない。歴史はくりかえされている。

だから、新しく「改正」された「出入国管理及び難民認定法」は、昨今の新情勢に対処したつもりのものであるにもかかわらず、いま日本で働いている外国人労働者にとっては、「悪法がひらきなおって、さらに悪くなる、居なおり強盗のような改定であった」⁴⁾と指弾されている。

その意味で、今回の「改定」は「改正」どころか「改悪」である。日本ではすでに多くの企業が、外国人労働者を雇用したか雇用中である。改定入管法は、それをすべて犯罪者にしてしまうのである。実に恐るべき法律である⁵⁾。

基本的には、在日韓国・朝鮮人の就業問題が同時に「外国人」労働〔者〕の問題になるということじたいに、この社会の異常性・病理性がみられる。このことは歴史的、論理的な事実である。

在日韓国・朝鮮人は、この国に住みはじめてすでに平均して半世紀以上にもなる。世代は4世の代まで誕生している。これらの人びとに市民権も参政権も与えないこの国の性の悪さは、「西側」先

進諸國中、ピカいちである。

外国人「労働者」問題が多様複雑に進展するなか、日系南米人の日本への入国（帰国？）もめだちははじめている。1990年現在で、その数5万～6万人に達しているといわれている。1991年にはいり、日本で働く日系人は約15万人、日系ブラジル人だけで5万6千人に達している。

日系南米人のばあい、日本国籍をもっていれば〔二重国籍保持者もふくむ。日本政府は自国では外国人が二重国籍（日本国籍とほかの国籍）を保持しないように求めている〕、日本への入国・在留になにも問題はなく〔日本国籍人だから当然だが〕、また日系人であれば、日本国籍保有者でなくとも、「定住者」（改定入管法に新しく設けられた在留資格のひとつ）となる。

その規定は、ほかの外国人に与えられる在留資格にくらべて、「血のつながり」を特別あつかいした「人種差別」政策を地で行くものである。

いずれにせよ、現在では、つぎのように考えることが、外国人労働者問題の議論にさいして前提条件的な常識になるといってよい。

今の外国人労働者と類似性があるのは、戦前、朝鮮半島からわが国に強制的に移住させられた韓国、朝鮮の人々であろう⁶⁾。

70万人に達する在日韓国・朝鮮人がいます。彼らはまさに外国人労働力として来て、もうすでに3世の時代に入っている。それでもなお日本社会から、……インテグレート〔統合〕することを拒否されている集団です。……外国人労働者問題を考える時には「在日」の人々の状況を、あらゆる意味で試金石として見るべきだ。

在日の人々やアイヌ系の人たちが住んでいるながら、その存在にあえて目をつぶっている社会が、真に外国人労働者を受け入れることができるか、……大いに疑問に思っています⁷⁾。

筆者は、在日韓国・朝鮮人〔およびアイヌ民族、部落地域関係者、沖縄人など〕は、「問題」に対する試金石でありつづけていた、とみている⁸⁾。

注) 『日本労働年鑑』1989年版第59集は、特集「日本における外国人労働者問題」を組んでいるが、在日韓国・朝鮮人問題に対する論及はない。定評ある「年鑑」としては惜しい。

2 歴史的考察

(1) 欧米諸国

①アメリカ。アメリカは基本的に移民立国である。建国以来19世紀末までは、国内の経済発展に必要な労働力を確保するため、ほぼ無制限に移民の入国を認めてきた。

ところが、19世紀末から20世紀初頭にかけて、まずアジア人に対する制限が実施され、1920年代には、ヨーロッパ人をもふくめた国別の人数割りあてによって流入制限がおこなわれた。

その後も、大恐慌から第2次世界大戦前夜にかけては、経済的不況と政府の制限的政策とによって移民の移入は激減した。

戦後は、すでにアメリカにいる者の家族・親族よびよせや難民救済などによって、うけいれられる移民数は再び増加傾向にある。

また、第2次世界大戦中の労働力不足に対処するために講じられた、臨時的な外国人労働者導入策「ブラセロ計画」を契機に、メキシコからの流入が激増した。同「計画」終了後も、多数のメキシコ人が非合法に入国し、その多くが不法就労しており、大きな政治的・経済的問題となっている¹⁾。

アメリカは、黒人を奴隷労働力としてうけいれて以来、白人系移民、アジア人系移民、ヒスパニック系移民などとの経済的・社会的関係において、数多くの問題をかかえてきた。現在は、メキシコから流入してくる不法就労者の急増が大問題となっている。

②ドイツ（西ドイツ）。ドイツ連邦共和国（西ドイツ）は、1950年代後半以降、経済成長にともなう労働力不足を外国人労働者によって緩和することを目的として、積極的に諸外国、とくに地中海沿岸諸国から労働者を募集した。

そうした政府の積極的な外国人労働者募集策のもとで、西ドイツにおける外国人労働者数は、1950年代後半以降、1973年までは増えつづけた（約259万人）。

ところが、第1次石油危機以後、1973年11月に外国人労働者の募集は停止され、さらに外国人の雇用を目的とした入国は、いちじるしく制限されることとなった。そのため、外国人労働者数は、

1973年以後、傾向的に減っている。1986年には約159万人となった²⁾。

西ドイツは、経済政策上、外国人労働者を積極的にうけ入れ、その後の経済情勢の変化にともない、深刻な問題に会っている国として、典型的である。

西ドイツにおける、外国人労働者の悲惨な実態は、ドイツ人がトルコ人に変身してその真相をあばいた著作、ギュンター・ヴァルラフ著『最底辺』(原題 „Ganz unten“ 1985)³⁾に描かれている。

③フランス。1851年の国勢調査ではじめて移民に関する統計がとられたとき、外国人の数はすでに38万1千人、総人口の1%であった。

以来、フランス経済のニーズと、職を求めて経済的に貧しい国々からやってくる人びとのニーズが一致するにともなって、外国人の数は増加の一途をたどった。

1982年には、フランスに住んでいる外国人は370万人、総人口の6.8%となった。この比率は、1975年、1931年とくらべてもほとんどかわっていない。今日では、フランス人の3人に1人は三親等以内の世代に外国人の親戚をもっている。

移民はうけ入れ国の労働市場と密接に関連しているので、うけ入れ国は、当然その経済事情に応じて移民の流入を、直接的あるいは間接的に政治圧力をかけて制限しようとする。1973年から翌年にかけての経済状況の激変のさい(石油危機)には、ながい移民の歴史が塗りかわるような政策の変化がうながされた⁴⁾。

——移民立国のアメリカはさておき、西ドイツ(現在ドイツ)とフランスのばあい、全雇用者に占める外国人雇用労働者数の比率は、1985年でそれぞれ7.7%と8.4%であった。

(2) 日本

敗戦時〔1945年〕、日本人人口に対する「在日」朝鮮人人口の比率は、3.28%〔約236万人〕に達していた。

そのうち、雇用労働者であった朝鮮人の割りあい〔当時の事情→労働者として連れてこられた者が多いことや、そのほか統計の推移などを考えて〕を、朝鮮人総数のおよそ5割=118万人とみなすと、これは、1944年時点の日本の産業別有業人口である2896万人⁵⁾〔これは朝鮮人もふくむ数字と

みて、この分を引いた2778万人〕に対して、4.25%となる。

さらに正確を期するために、日本人有業人口から農林漁業就業(全体の41.69%)分の計1207万人を上記の2778万人から引いた数字、1571万人を分母にして〔また朝鮮人有業人口118万人からは同じ分(全体の6%)7万人を引いた数字〕111万人を分子にしてその比率を求めると7.07%となる。

この比率は、昨今、ヨーロッパ各国で問題となっている外国人労働者の人口比率にほぼ近い数値である。またその実数も百万人の位にある。

敗戦時だけの問題ではなく、戦前の日本産業においても、朝鮮人労働者が各産業部門企業におおぜい就労していた⁶⁾。

このように、外国人労働者問題は、とおい国々の話ではなく、この国の歴史的現実そのものである。そして現在の問題そのものなのである。

欧米におけるその問題を論じることは、もちろん重要かつ必要であるけれども、日本のそれもおおいに論じられてよいはずである。

とくに、戦前・戦中、日本経済のなかに引きこまれ、労働力のみならず生命まで奪われた朝鮮人労働者が、今日の在日韓国・朝鮮人〔定住外国人〕問題の源であり、しかも韓国・朝鮮人に対する人権抑圧が、制度的にも非制度的にもいまなおやまない状況にあることを思うとき、新しく入国し在留する外国人〔とりわけアジア系〕労働者に対するまったく同じような状況の再発は、「歴史になにも学ばない」この国の「偏見と差別」体質がなにもかわっていないことを、赤裸々にしている。

——戦前・戦中〔そして戦後〕における日本の「外国人」労働者問題の背景を、若干しめしておきたい。

表1「在日韓国・朝鮮人人口の推移」は、その人口数と日本への渡航者数を表している。1990年6月末現在の在日韓国・朝鮮人人口は、68万6237人〔全外国籍人口の66.89%〕である。

その数字に、帰化人口(約15万人、毎年約5000人が帰化)や潜在居住者人口をくわえると、在日韓国・朝鮮人人口は90万人以上にのぼると推測される。

戦前・戦中の就業実態の説明は別稿⁷⁾にゆずり、戦後におけるそれを表2「在日韓国・朝鮮人有職者の職業構成推移」にみてみよう。

表1. 在日韓国・朝鮮人人口の推移（単位：人）

| 年次 | 人口数 | 渡航者数 |
|--------|-----------|---------|
| 1910 | 790 | — |
| 15 | 3,917 | — |
| 20 | 30,189 | 27,497 |
| 25 | 129,870 | 131,273 |
| 30 | 298,091 | 127,776 |
| 35 | 625,678 | 112,141 |
| 38 | 799,878 | 161,222 |
| 39 | 961,591 | 316,424 |
| 40 | 1,190,444 | 385,822 |
| 41 | 1,469,230 | 368,416 |
| 42 | 1,625,054 | 381,673 |
| 43 | 1,882,456 | 401,059 |
| 44 | 1,936,843 | 403,777 |
| 45, 5月 | 2,365,263 | 121,101 |
| 12月 | 980,635 | — |
| 46 | 647,006 | — |
| 50 | 544,903 | — |
| 60 | 581,257 | — |
| 70 | 614,202 | — |
| 80 | 664,536 | — |

注1) 朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』, 姜徹『在日朝鮮人史年表』より作成。

注2) 朝鮮人でも帰化した人、未登録の人は含まれていないため、実際の在日朝鮮人数は表中の数字よりも多いと考えなければならない。

出所) 朝鮮史研究会編・旗田巍編集代表『入門朝鮮の歴史』三省堂, 1986年, 191頁。

1980年代にはいって、在日韓国・朝鮮人の職業別有職者の構成内容は、数値上では日本国籍人のそれと大きな差をみせなくなった。この点は、新しく流入してきている〔アジア系人を中心とする〕外国人労働者、それも不法就労で単純労働に従事している人びととは、まったく異なったようすをみせている。

しかし、その職業構成の中身をよくみると、いちばん数の多い「技能・生産工程従事者」であっても、その実態は零細・家内工業への従事者が中心である。

また、つぎにその数の多い「一般事務員」は、在日韓国・朝鮮人団体や民族系信用組合・企業内でのそれである。

3番めの「販売業従事者」も増加傾向にあるが、これは日本の産業全体における第3次産業部門の比重増大に対応する面があるとしても、日本国籍人より約5割（比率の比較での話）近く多い。

4番めの「自動車運転手（→運輸・通信従事者）」は、日本国籍人の約2倍（比率の比較）近くである。これはその内容からすると、タクシーやトラックの運転手が大部分と思われる。

5番めの「管理的職業従事者」は、1980年代になってから、日本国籍人の約2倍（比率の比較）近くに数値が出ているが、これは、自営業・個人企業における管理的職業への従事者が多く、両者には質的差異がある。

6番めの「サービス業従事者」も、同上のことが妥当する。

7番めの「単純労働者」の絶対数→比率の減少は顕著である。これは、在日韓国・朝鮮人の経済的・社会的地位の変化を表すひとつの指標となる。

在日韓国・朝鮮人も、日本経済・社会全体の発展、生活水準の向上、教育程度の高等化、あるいは日本企業のわずかな門戸開放によって、「単純労働者」の数を徐々に減少させてきたのである。

その空間を埋めに^{すさま}入国してきているのが、労働力不足に悩む現在の日本における「外国人」労働者群である。

8番めの「農林業従事者」は、日本国籍人にくらべてその比率がきわめてすくない。その理由はいうまでもない。

9番めの「教員」は、すこしずつ増加している職業である。「在日」民族系教育機関以外における「教員」職への就業が増えつつある。

——以上のように、在日韓国・朝鮮人の就業状況は、その職業別有職者構成の推移を表面的にみるかぎり、日本国籍人のそれに接近している。しかし、その内容は質的に劣ることも事実である。だがまた、とくに「単純労働者」の激減は、在日韓国・朝鮮人のこの国における一定限度の定着化、安定化を表現する面でもある。

昨今の労働力不足のなか、在日韓国・朝鮮人は「単純労働者（3キ労働従事者）」の供給源である比重をひくめている。歴史的にみたばあい、在日韓国・朝鮮人はその重要な供給源であった⁸⁾。

このたび、世間の話題となっている新しい外国人労働者問題は、その意味で在日韓国・朝鮮人問題の再来である。時代も状況・背景もちがうが、問題の展開もようがいかにかよっていることか、びっくりするほどである。

表2. 在日韓国・朝鮮人有職者の職業構成推移

| 職 業 別 | (年次) 人 数 [比率(順位)] | 増 減 人数[比率(順位)] |
|--------------------------------------|---------------------------------|-------------------|
| 技能・生産工程従事者 | (1959) 50,339 [33.89 (1)] | |
| | (1964) 38,733 [27.53 (1)] | - [- (同)] |
| | (1969) 42,401 [28.21 (1)] | + [+ (同)] |
| | (1974) 45,724 [30.79 (1)] | + [+ (同)] |
| | (1984) 42,531 [25.04 (1)] | - [- (同)] |
| 一 般 事 務 員 | (1959) 7,065 [4.76 (5)] | |
| | ∴ 9,575 [6.80 (5)] | + [+ (同)] |
| | ∴ 14,530 [9.66 (4)] | + [+ (+)] |
| | ∴ 20,769 [13.98 (3)] | + [+ (+)] |
| | (1984) 36,784 [21.65 (2)] | + [+ (+)] |
| 販 売 業 従 事 者 | (1959) 27,214 [18.32 (2)] | |
| | ∴ 29,641 [21.06 (2)] | + [+ (同)] |
| | ∴ 31,239 [20.78 (2)] | + [- (同)] |
| | ∴ 30,593 [20.60 (2)] | - [- (同)] |
| | (1984) 34,770 [20.47 (3)] | + [- (同)] |
| 自 動 車 運 転 手 | (1959) 6,733 [4.53 (6)] | |
| | ∴ 9,891 [7.03 (4)] | + [+ (++)] |
| | ∴ 11,805 [7.85 (5)] | + [+ (-)] |
| | ∴ 12,861 [8.65 (5)] | + [+ (同)] |
| | (1984) 13,515 [7.96 (4)] | + [- (+)] |
| 管理的職業従事者 | (1959) 1,200 [0.80 (8)] | |
| | ∴ 5,866 [4.17 (7)] | + [+ (+)] |
| | ∴ 4,732 [3.15 (8)] | - [- (-)] |
| | ∴ 4,797 [3.23 (7)] | + [+ (+)] |
| | (1984) 13,306 [7.83 (5)] | + [+ (++)] |
| サービス業従事者 | (1959) 5,863 [3.95 (7)] | |
| | ∴ 4,076 [2.90 (8)] | - [- (-)] |
| | ∴ 5,696 [3.79 (6)] | + [+ (++)] |
| | ∴ 5,609 [3.78 (6)] | - [- (同)] |
| | (1984) 11,794 [6.94 (6)] | + [+ (同)] |
| 単 純 労 働 者 | (1959) 26,090 [17.56 (3)] | |
| | ∴ 29,563 [21.01 (3)] | + [+ (同)] |
| | ∴ 25,864 [17.20 (3)] | - [- (同)] |
| | ∴ 16,921 [11.39 (4)] | - [- (-)] |
| | (1984) 7,049 [4.15 (7)] | - [- (---)] |
| 農 林 業 従 事 者 | (1959) 10,659 [7.18 (4)] | |
| | ∴ 7,603 [5.40 (6)] | - [- (---)] |
| | ∴ 5,333 [3.55 (7)] | - [- (-)] |
| | ∴ 3,699 [2.49 (8)] | - [- (-)] |
| | (1984) 1,871 [1.10 (8)] | - [- (同)] |
| 教 員 | (1959) 614 [0.41 (9)] | |
| | ∴ 790 [0.56 (9)] | + [+ (同)] |
| | ∴ 1,008 [0.67 (9)] | + [+ (同)] |
| | ∴ 1,039 [0.69 (9)] | + [+ (同)] |
| | (1984) 1,521 [0.90 (9)] | + [+ (同)] |
| その他の有職者 〔計〕 | (1959) 12,766 [8.60] | |
| | ∴ 4,976 [3.54] | - [-] |
| | ∴ 7,729 [5.14] | + [+] |
| | ∴ 6,505 [4.40] | - [-] |
| | (1984) 6,735 [3.96] | + [-] |
| 合 計 〔韓国・朝 鮮人人口 の有職者 の比率〕 | (1959) 148,543 [607,533(24.45)] | |
| | (1964) 140,714 [578,572(24.32)] | - [- (-)] |
| | (1969) 150,337 [603,712(24.90)] | + [+ (+)] |
| | (1974) 148,517 [638,806(23.25)] | - [+ (-)] |
| | (1984) 169,876 [687,135(24.72)] | + [+ (+)] |

注) 法務省入国管理局統計をもとに作成。

出所) 床井 茂編『いま在日朝鮮人の人権は』日本評論社、1990年、68—69頁を参照し、作成。各年次4月1日現在の数値、1984年のみ12月末現在の数値。

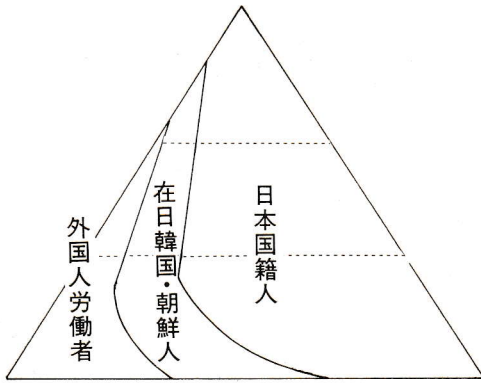


図1. 日本国籍人・在日韓国朝鮮人・外国人労働者の分布概念図

以上の論述を、図1「日本国籍人・在日韓国朝鮮人・外国人労働者の分布概念図」に表してみた。

いずれにせよ、この国は過去の「外国人」労働者問題に対する真正面からの解決とりくみを回避し、なにも学ばないどころか、その存在じたいを認めてこなかった。そのなによりの証拠は、法制度面の「出入国管理及び難民認定法」と「外国人登録法」にずばり現われている。

民族排外主義、アジア人蔑視の精神構造をすこしも改められないこの国の人びとは、また再び「外国人」労働者問題に直面している。

過去、在日韓国・朝鮮人問題にもうすこしまとにも誠実に対応してきたのであれば、現在の新しい外国人労働者問題の登場にあたって、それほどあたふたすることもないはずである。

「歴史の教訓」をえるところか、在日韓国・朝鮮人という異民族の存在を、わけもなく忌みきらい、抹殺するための抑圧策しか考えてこなかったこの国が、いまとなって新しい外国人労働者問題にとりくむというのは、大変しんどい仕事にちがいない。

なぜなら、これまでこの国は、彼らを人間として、人を人としてあつかう視点をもたず、それ以下の存在物とみなしてきたからである。

いまから25年以上もまえに〔1965年〕、法務省の一高官は、こういつてのけた。

在日韓国・朝鮮人〔なかでも永住権のない者（現在はそういう者はごく少数である）〕は、「煮て食おうと焼いて食おうと自由」なのである、と⁹⁾。

この「人を食った」姿勢は、今日日本の出入国管理「行政」の実際におけるその証拠として、

「法務大臣の自由裁量権」の発動に生きつづけている。

1985年、在日韓国・朝鮮人による「指紋押捺撤廃・拒否運動」が盛りあがったとき、大阪府警外事課長〔当時〕富田五郎は、こういった¹⁰⁾。

法が守れないなら自分の国に帰ればいい。日本で生まれ、日本人と同じように育っている人は日本に帰化すればよい。

富田の発言にくわしい論評は与えないが、これは「定住」外国人の尊厳を侮辱するものである。

3 本質的考察

(1) 経済問題

なぜ、アジア諸国民が外国人労働者として日本に流入してくるのか考えたい¹⁾。それは基本的にはアジアの貧しさにある。その原因・背景を考えよう。

①まずは南北問題である。植民地時代に形成された経済構造がのこっている（新植民地主義）。

日本やアメリカを中心とする先進工業国は、自動車・オートバイ・電機製品・医薬品・化学調味料・歯みがきにいたるまでの工業製品を、発展途上国へ高く売りつけてきた。国際分業体制のなかで、工業製品の一次産品に対する経済的優位性を利用しながら、北の諸国が南の国々からの取奪を強化してきた。この貿易格差の問題が、アジア諸国の貧しさの基本にある。

②つぎは債務問題である。貿易赤字、借款、ODAのありかた、食糧輸入、武器購入などによって生じる。

③さらに先進国の企業の経済進出による生態系の破壊である。これは、発展途上国に農業の荒廃・農村の疲弊・農民の窮乏化、農村人口の都市への流出と都市の人口爆発、深刻な失業問題、労働者の低賃金などをもたらしている。

ODA（政府開発援助）をみると、日本のそれは、(i)日本企業の利権のための援助であり（日本政府は貸金業者のような役割をはたしている）、(ii)政治的かつ戦略的な援助であり（アメリカの世界戦略を補完する役割をはたしている）、(iii)役だたない援助・ずさんな援助であり、(iv)公害の輸出・環境破壊を結果させている。

——アジア諸国の事情は、一般的にいうと、日

本とくらべて所得格差が大きいばかりか、人口急増現象がおこり、失業問題が深刻化して、国内ではなかなか職にありつけないというきびしい状況がつづいている。

「フィリピン」。日本にもっとも多く出稼ぎ労働者を送りだしている。フィリピンの失業者・半失業者の数は、労働力人口の40%にも達する。政府は、労働力輸出を国策として積極的に推進する態度をとり、かつ、出稼ぎ労働者の賃金の一定額につき本国への送金を義務づけてきた。1989年現在、世界132か国に200万—300万人が出稼ぎにいてる。

「パキスタン」。アジア最大の出稼ぎ国である。その数は400万人におよぶ。政府は1971年以来、国策として海外出稼ぎを奨励している。男性労働者10人のうち8人までが海外出稼ぎを希望している。その背景には、対外債務300億ドル、国際収支のいちじるしい悪化、失業の深刻化、賃金は日本の60分の1ていどなどという事情がある。

「バングラデシュ」。人口の70%を占める農民が、ほとんど土地なしの貧困農民である。とくに北部は食糧不足が深刻である。賃金は日本の70分の1ていどで、しかも失業者がきわめて多い。そのため海外流出圧力は非常に強く、官民ともに出稼ぎ口を紹介するあっせん事業が大いに繁昌している。

「マレーシア」。経済は相対的に安定しているが、社会階層間の所得格差は大きく、労働者層の貧しさがめだつ。人口の増加率と失業率が高い。それらが海外への出稼ぎをうながす要因となっている。

「タイ」。日本の資本進出がめざましく、近年は経済成長もいちじるしいが、1970年代から労働者の海外送りだし国である〔ヨーロッパへは女性、中東へは男性。あっせん業者はほとんど民間〕。最近では日本にも研修生や不法就労者として働きにきている者が多い。その背景には、都市と農村の所得格差の大きさと農村の疲弊とがある。

「中国」。総人口11億人、労働力人口5億4千万人のうち、約2億人が余剰労働力である。国際収支の悪化がめだつゆえ、政府は、外貨獲得と失業救済のために「労務輸出」政策をとらざるをえない。中国では観光目的の海外渡航ができないので、出稼ぎは、留学・就学・研修・親族訪問などの名

目でくる者が圧倒的に多い。

「韓国」。かつては労働力輸出国（「人力進出」政策、中東産油国へ20万人）であった。1988年ソウルオリンピックのあとは、日本への進出がめだっている。しかし、経済成長がいちじるしく、最近では賃金上昇と労働力不足が顕著になってきた。そのせいか、とくに建設業界などでは、母国の賃金がひくいタイ・フィリピン・インド・バングラデシュなどから、働きにくる労働者が増えている。いまや韓国は、外国人労働者の送りだし国であると同時に、うけいれ国もかねている。

日本企業のアジア諸国への進出について。——日本の大企業は、ほとんど海外に進出し、安価な労働者を現地で直接雇用し、生産と販売の活動をしている。また中小企業も、近年は相当数の会社が海外進出をはたしている。

しかし中小企業でも、建設業やサービス業のように日本国内でしか営業できない業種、あるいは小零細規模の企業では、深刻な労働力不足に悩まされているのに、大企業のように海外進出する力も条件もたない。したがって外国人労働者への依存態勢が強まるのである。

日本が外国人単純労働者の締めだし政策をとってきた理由は、大企業がさほど彼らの労働力を必要としないからである。しかし実は、大企業をささえている子会社や下請会社は、すでに外国人単純労働者に頼らざるをえない状況になっている。ここに矛盾がひそんでいる。

いずれにせよ、日本企業の海外進出と外国人労働者導入問題とは、企業が出かけていくか、むこうから労働者をよびよせるかの差異はあるものの、外国人の低賃金労働力を利用しようとする企業の意図は共通している。

——以上、日本の外国人労働者問題をめぐる経済問題、つまり吸引要因と排出要因の関連をみてきた。外国人労働者が日本に勝手に一方通行的にはいつてくるという認識は、問題の片面しかみないものである。

したがって、外国人労働者うけいれ問題の議論でわかれる点、すなわち「積極論」〔開国論〕（代表者：石川 好）、「消極論」〔鎖国論〕（代表者：西尾幹二）、「（導入）必然論」〔不可避論〕（代表者：駒井 洋）という見解については、どれがより妥当なものであるかといえ、それは「必然論」にならざるを

えない。

こういうことである。

アジア諸国との経済格差，国民間の所得格差があまりにも大きく，その結果，各国の失業増大による供給圧力と，日本国内の人手不足による需要圧力が強い以上，国際的な労働力移動を押しとどめることはできない。

外国人労働者は，すでに中小企業の人手不足をおぎない，日本経済の歯車の一部になっている。こうした状況を，具体的にどのような方向にむかって打開していったらよいのか。

人が反対しようが賛成しようが，あるいは合法であろうと不合法であろうと，外国人労働者はそんなことにおかまひなくやってきている。このことは，もはや与えられた客観的事実であり，必然的な流れである²⁾。

(2) 人権問題

外国人労働者問題の出発点は，旧日帝植民地下の朝鮮から日本〔内地〕に移動してきた〔させられた〕人びとの在留に求められる。いまなお，その人びととその子孫たちが，在日韓国・朝鮮民族集団として存在し，この国の「社会問題」でありつづけている。

強制的な「連行」とみずからの「自由な意思」という点で大きなちがいはあるが，ひくい賃金・きびしい労働条件・めぐまれない居住環境など，両者間にそれほど大きなちがいはない。しかも，両者とも現在だけでなく，将来にかけての重大な問題であり，日本と当該国との関係に微妙な影響をおよぼす性格のものだという点でも，似かよっている³⁾。

筆者は，現在の日本における「外国人」労働者

問題を2種類にわけると。ひとつは，過去の「第1期（第1波）の『外国人』労働者問題」であり，もうひとつは昨今の「第2期（第2波）の外国人労働者問題」である。この分類に関連する諸問題の枠組を，表3に整理してみた。

昨今〔現在〕の「第2期（第2波）」の外国人労働者問題は，経済的側面においては欧米の問題と共通するものがあるが，日本社会における現実的問題としてみるには，過去の「第1期（第1波）」の「外国人」労働者問題とむすびつけて考えたほうが，諸論点の想定がしやすくなる。

たとえば，1925（大正14）年にまとめられた報告書『土工紡績工鉦夫としての鮮人労働者』（東京地方職業紹介事務局）は，こう述べている⁴⁾。

斯の如く鮮人労働者の監督指導については内地人労働者に比し事業主として多大の努力と困難とを忍ばざるべからざる点ありと雖も内地人の鉦夫を得るに困難なる現状に於ては内鮮僻地の募集費高価なる鮮人に於て大量募集の実を挙げんとする外方法なきを以て全く止むを得ざるに出づるものなりと云ふべし。

最近における，日本の中小・零細事業主たちの悩みとそっくり同じことが述べられている。

焦点の問題，不法就労状態にある外国人労働者の身辺に表出している諸現象は，かつての在日朝鮮人労働者に現象していたものと瓜ふたつである。

各種実態報告書やレポート類は，不法就労状態にある外国人労働者の生活事情を伝えている。その実情は，敗戦前〔戦後もながいあいだ〕の在日韓国・朝鮮人の生活惨状を想起させる。

つまり，不法就労者である外国人労働者〔もちろんアジア系が大部分〕が，賃金差別をはじめ数多くの差別的とりあつかいをうけても，そんなこ

表3. 日本における外国人労働者問題の時空マトリックス

| 外国人労働者問題の発生時期 問題側面 | 第1期（第1波） 戦前—戦中—戦後の 在日韓国・朝鮮人 | 第2期（第2波） 昨今流入の外国人労働者問題 | 関連の深い組織・体制の価値観 |
|-----------------------|-----------------------------------|---------------------------|----------------|
| 〔1〕労働市場・経済問題 | 囚人的・奴隷的差別 -----→ | 実体的諸差別 ←----- | 「企業の論理」 |
| 〔2〕法制・人権問題 | 対植民地的差別 -----→ | 非人道的・反人権的差別 ←----- | 「国家の倫理」 |
| 〔3〕社会・文化・教育問題 | 差別の当然視・妥当視 -----→ | 差別の温存・黙認 ←----- | 「社会の感情」 |

注) -----→は，在日韓国・朝鮮人に対する「差別」内容の変遷を表わす。

とは当然とみなすふんい気がこの国にはある。

ちなみに賃金水準をみてみよう。1923 (大正12)年、大阪市において各種職業に従事する朝鮮人労働者の賃金水準は、日本人労働者のそのの2分の1ないし3分の2である⁵⁾。現在の「不法就労」外国人労働者(単純労働者)の賃金水準も、日本国籍人に比較して、同じく2分の1から3分の2くらいである。

前者では、労働の紹介者に対して、うけとる賃金の1-2割を支払わねばならないばあが多かった⁶⁾。後者でも、同様な実態がある。

日本政府の出入国管理行政は、法制面において「単純労働者」を外国からうけ入れないという方針をきびしく維持しようとしてきたが〔鎖国政策〕、その運用面の実状においては、「単純労働者」はいくらでも入国できたのである〔開国政策(?)〕。結局、日本国内で必要な「単純労働力」は、けっこう導入していることになる。

しかもこの国は、そうして入国した外国人「単純」労働者を「不法就労」の状態におくことによって、日本企業に彼らの労働力の安価な活用〔抑圧と搾取!〕を許している、とみられてもしかたない政策〔?〕をとっている。

アジア系外国人労働者はもちろんのこと、合法的に入国し在留できる日系〔南米〕外国人労働者もふくめていえることは、彼らは「日本人」よりいちだんひくい者と位置づけられ、差別されながら利用されていることである。

外国人労働者の存在は経済問題であると同時に、社会・文化→人権問題である。かつて、この国に奴隷として搬入された朝鮮人労働者と、いまいる主にアジア系外国人単純労働者〔不法就労者〕とに共通して生じている深刻な差別・偏見、蔑視は、いつまでも是正できないまま、日本社会の病理構造となって定着している。

「出入国管理及び難民認定法」の「改正」(1990年6月1日施行)のとき、それ以前から滞在している不法就労者にまで罰則が適用されるとの誤解が生じ〔これは当局の意図的な広報活動に原因していた〕、不法在留状態にあった外国人にパニックが巻き起こった結果、帰国を決意した者が入管当局に大挙押しよせた。このため、日本の中小・零細企業は貴重な外国人労働者の多くをうしなうことになり、大変こまった結末となった。

そこで当局は、入管法「改悪」騒動の結果生じた外国人「単純」労働力不足に対応するため、「研修生」という在留資格者の活用を企業がわにすめることになった。これは企業がわの苦情に応える便法でもあった。

識者にいわせれば、そうした経過は、法務省自身が自分で法をやぶるのを奨励しているようなものである。それでは、入管法は公然とやぶってもいい法律という評価が定まることになる。

入管法のタテマエ上、「研修生」は労働者ではない。それゆえ彼らは「賃金」の支払いを求めることができない。「研修手当」は「手当」である以上、最低賃金の保障さえむずかしい。また特定企業に招かれてのみ在留できるので、転職の自由はなく企業に隷属させられる。労災保険法はもちろん、労働基準法の適用もうけない。労働関係法規の適用をうけない労働者を大量に生みだす。

政府だけでなく民間の研究機関でも、一般労働者締めだし政策を維持したままで、人手不足対策として、こちらの都合にあわせて外国人労働者を「導入」しようとする発想をもっている。それが結局、「研修生」制度に帰着している⁷⁾。

いわば「研修生」外国人労働者の利用奨励策は、奴隷的労働力の「不法在留」を合法化しようとするまやかしである。そこには外国人〔労働者〕を人間の存在としてみ、人間として平等にあつかうという意識はない。

日本社会にいつまでたっても民族差別が絶えないのは、出入国管理政策の根元に人種主義があり、法制度そのものが民族差別の先頭に立っているからである。日系〔南米〕外国人労働者移入政策は、はしなくも日本政府による民族・人種差別の奨励という、かくされた実態を表面化させた⁸⁾。

自民党参議院議員の加藤武徳(同党外国人労働者問題特別委員会委員長)は、「日系〔南米〕人は同じ血が繋がった民族だから、締めだすのは忍びないということで〔「改正」入管法を〕まとめた⁹⁾と述べ、日系〔南米〕外国人労働者に「定住者」という新しい特別な在留資格を与えた事由を説明している。

「同じ血」でないか否かで人間を区別してとりあつかうことを、ふつう「人種差別」という。アジア系外国人労働者は、「同じ血が繋がっていない」から、差別されて当然というのであろう。

そのせいで、不法就労者に対するひどい人権侵害や法令違反は、ほとんど野放しの状態にある¹⁰⁾。

他民族を他民族として正しく処遇できない日本社会のいびつさを反省しないかぎり、外国人労働者の人権を守るといった感覚も養われない。日本の社会は同質性の強い閉鎖社会であることは明らかであり、そこから「いやなら帰化しろ」「文句があるなら帰れ」というような同化と排外の意識が培われてきた。これをのりこえないかぎり、異文化を身につけた人びとと共存共生していく国際性を体得することはできない¹¹⁾。

在日韓国・朝鮮人問題などの経験を有する日本は、多少神経質になりすぎるくらい神経質になり、議論しすぎるくらいに議論をして、外国人労働者をうけいれるばあい、どういった基盤整備が必要かを検討する必要がある。これが異質な者と共存するという真の国際化にむけて、日本に不可欠な作業であろう¹²⁾。

日本の国際化の「恐るべき後進性」の中身は、外国人〔労働者〕問題に関するものだけでなく、在日韓国・朝鮮人、部落地域出身者、アイヌ系民族、沖縄人などに対する差別問題や、新しくは帰国子女、中国残留孤児、インドシナ難民など多くある¹³⁾。くわえて最近流入のいちじるしい日系〔南米〕外国人労働者も差別を味わされている。

日本社会の差別は、その対象を「外国人」にかぎっていない。「血のつながった」日本人の「異質性」にも、それはむけられている。

「部落問題」研究家の上杉 聰は、「同和地区地名総覧」関係の図書を購入した大企業の名をあげ、問題にしている〔A〕¹⁴⁾。

一方、在日韓国・朝鮮人の就職実態に関する、あるアンケート調査に「無回答」の大企業の名も指摘されている〔B〕（この〔B〕は問題に無関心な企業がしめされたと解釈しておく）¹⁵⁾。

ここでその〔A〕と〔B〕とを、あえて突きあわせ、出てきた企業の名をつぎに記しておく。

住友商事、関西電力、京阪電気鉄道、関西ペイント、ダイハツ工業、同和火災海上保険、大同生命保険、日本生命保険、ダイキン工業、栗本鐵工所、久保田鐵工、積水ハウス、安治川鐵工建設、森下仁丹。

これらは氷山の一角としての会社名である。偶然にも、各企業の本社所在地はすべてが大阪であ

る。これは「部落問題」発生地域の分布上の特殊事情を反映してもいる。

差別は人のつね、世のつねなのか!?

4 む す び

一定住外国人の就業問題一

経済問題は権利問題であり、かつ生存・死活問題である。資本主義社会における強者と弱者、その両者の立場のちがいは歴然である。だから、企業に対して労働組合が組織されるし、労働関係諸法も制定されている。

問題の外国人〔単純〕労働者たちは、不法就労というかたちで日本社会のなかに組みこまれて利用され、経済的に搾取されている。彼らは「不法在留」を理由に無法の立場にさらされている。

外国人労働者の一大範疇である在日韓国・朝鮮人、定住外国人の就業状態をすることは、もうひとつの新しい外国人労働者問題を考えるにあたって、大きな示唆を与えてくれる。

正規の手続を経て日本に入国し、就労している外国人もおり、留学生が日本の企業に就職するケースも増えている。しかし、こちらは当初より大企業・中堅企業でまともな職をえるばあが多いので、それじたいの問題はすくない。

問題は、不法就労状態にあって、日本の経済に不可欠の労働力を提供している外国人労働者の、今後である。いずれ、「不法」在留で日本に居住している外国人労働者のある部分は、「定住」権や「永住」権を取得することも予想される。

かりに、アジア系外国人がそのような在留資格をえたばあい、現状の日本社会にある根深い「民族差別」「人種偏見」のなかでは、在日韓国・朝鮮人がうけてきた苦惨を同じようになめるほかないだろう。

同じアジア人でも、韓国・朝鮮人〔2世・3・4世〕のほか、中国・台湾人、フィリピン人、パキスタン人、バングラデシュ人、タイ人、ベトナム人、インド人など、見目・容貌・ふんい気など多彩である。

比較的日本人に近い人種的特性を有する〔在日〕韓国・朝鮮人でも、差別・偏見がたっぷりある。それ以外のアジア人は、日本人との差異も顕著になる。

現実に、1990年秋、埼玉県南東部で生起したデ

マさわぎ、「アジア人(パキスタン人?)による日本人女性暴行」事件発生という虚報のように、一歩まちがえれば、この国の根元にある「人種偏見・差別」の沸騰は、いつおこるかわからない状況にある。しかも、ごく平凡な日本市民老若男女が、アジア人蔑視の意識を心のなかにい込んでいる。

——実際、歴史的にそのような偏見・差別を日本社会からこうむりながら、すこしずつまとうな職業をえるために闘ってきた在日韓国・朝鮮人の、現在の就業実態はどうあるのか、若干しめしておきたい。

表4「在日韓国・朝鮮人採用実績企業一覧(1部・

2部上場会社、外資系企業またはそれに準じるもの)」をかかげておきたい。

民間企業における在日韓国・朝鮮人＝定住外国人(ひろくは在日中国人・台湾人、そのほかもふくむ)の採用実績は、日本企業の海外進出、経営活動の国際化が大勢である経済状況のもと、いまさら「外国〔国籍〕人」は採用する意志がありませんと、公言するバカな会社はきわめてすくなくなっている事実を教えている。

しかし、水面下では潜行的に定住外国人を採用しながらない企業もなお多く存在する。ときどき、「わが社は外国〔国籍〕人を採用しない」とうっ

表4. 在日韓国・朝鮮人採用実績企業一覧

〔1部・2部上場会社、外資系企業またはそれに準じるもの。1990年9月〕

| 業 種 | 採用実績の有無 | 〔A〕 本名社員あり | 〔B〕 採用実績あり(在日韓国・朝鮮人の採用あり。本名社員の存在は不明) | 〔C〕 実績はないが「採用の意思あり」「実力があれば採用する」と答えたもの | 〔D〕 在日韓国・朝鮮人の採用実績はないが、その他の外国人の採用実績あるもの |
|----------------------------------|---------|---------------|---|--|---|
| 化学・医学 55社(100.0%) | | 9社(16.4%) | 26社(47.3%) | 6社(10.9%) | 14社(25.4%) |
| 機械・電気・家電 106社(100.0%) | | 33社(31.1%) | 44社(41.5%) | 8社(7.6%) | 21社(19.8%) |
| 金融・証券・損保 43社(100.0%) | | 13社(30.2%) | 23社(53.5%) | 2社(4.7%) | 5社(11.6%) |
| 水産・鉱業・建設・電気工事 39社(100.0%) | | 11社(28.2%) | 19社(48.7%) | 2社(5.1%) | 7社(18.0%) |
| 商 業 63社(100.0%) | | 10社(15.9%) | 41社(65.1%) | 6社(9.5%) | 6社(9.5%) |
| 食 品 26社(100.0%) | | 2社(7.7%) | 17社(65.4%) | 3社(11.5%) | 4社(15.4%) |
| 自動車・精密・その他製造 40社(100.0%) | | 10社(25.0%) | 17社(42.5%) | 5社(12.5%) | 8社(20.0%) |
| 繊維・紙 16社(100.0%) | | 5社(31.2%) | 6社(37.5%) | 4社(25.0%) | 1社(6.3%) |
| 鉄鉱・非鉄・金属製品・窯業・ガラス 32社(100.0%) | | 4社(12.5%) | 22社(68.7%) | 4社(12.5%) | 2社(6.3%) |
| 電力・ガス・サービス 25社(100.0%) | | 7社(28.0%) | 14社(56.0%) | 2社(8.0%) | 2社(8.0%) |
| 不動産・運輸・倉庫 31社(100.0%) | | 2社(6.4%) | 18社(58.1%) | 6社(19.4%) | 5社(16.1%) |
| 流 通 28社(100.0%) | | 8社(28.6%) | 15社(53.6%) | 2社(7.1%) | 3社(10.7%) |
| ——1990年9月—— 計504社(100.0%) | | 114社(22.62%) | 262社(51.98%) | 50社(9.92%) | 78(15.48%) |
| ——1987年3月—— 〔参考〕計329社(100.0%) | | 70社(21.28%) | 181社(55.01%) | 5社(1.52%) | 73(22.19%) |

(出所)『コリア就職情報』第15号、1990年9月、28-33頁より作成。

かりいったがために、関係団体に糾弾される企業もある。

日本企業の潜在意識としては、外国人採用での差別的方針を完全に根だやしできているといえない。その意味で、日本政府が「人種差別撤廃条約」を批准していないことは問題である。「表現の自由」が犯されるとの理由で、この国の政府は同条約を認めず、人間が人間を差別する自国社会のありかたを容認している。

さて、定住外国人の公務員関係への就業実態はどうなっているか、みてみたい。

在日韓国・朝鮮人を主とする定住外国人は、内閣法制局の見解＝「当然の法理として公権力の行使または国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とする」旨の見解（1953年）により、国家公務員への道をとぎされている。

公務員は天皇の官吏だから日本〔国籍〕人しかたないといった法的根拠は、旧大日本帝国憲法〔官吏は「日本臣民」にかぎるとはっきり書いてある〕にある。その「当然の法理」は、日本はあくまで天皇の支配する国だという、天皇主権の立場によるものである。

つまり日本の国籍は、国家ひいては天皇への忠誠の証だということになる。現在の話として、はたして、日本の公務員は天皇の官吏なのか、労働者としての公務員なのか。「当然の法理」→「公権力の行使・国家意思の形成への参画」は、天皇観・天皇制の問題、いいかえれば日本の民主主義の問題にぶちあたる²⁾。

問題発生の責任は、もともと定住外国人のがわにはない。いまのところ、一部の国家公務員の職種をのぞき、日本政府は定住外国人＝在日外国人を公務員任用からしめだしている。

「外国人教員任用法」（正式名「国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法」1982年8月に成立）という、「外国人」国家公務員の採用を許す法律がある。

しかし、同法には玉に疵とはいいいにくい大きな難がある。それは、外国人教員の任用に期間〔任期〕を定められることを定めており、定住外国人をその視野のそとにおいたような条文をふくんでいる。

そもそも「外国人教員任用法」の施行を要求し、

その成立を実現させたのは、在日韓国・朝鮮人大学教員たちである。法は整備されたが、それでも文部省の念頭には、「出入国管理及び難民認定法」上で想定される外国人教員しかおかれていなかった。

入管法上、大学での勤務状況によってはなん回でも在留期間が更新される外来の外国人や、在留期間はなく永住する定住外国人のことは、故意にかふれなかったのである。国籍によって大学教授の処遇に差をつけている国は、先進諸国では日本以外にはない³⁾。

「外国人教員任用法」からみてもいえるのは、こういうことである。

つまり、旧憲法下においては官吏には国家（主権者たる天皇）への忠誠と無定量の義務が課せられていたため、そのような官吏としての地位と外国人としての地位は両立しないものと解せられていた。行政当局の制約基準〔「当然の法理」〕は、そのような旧憲法下の公務員観から導きだされたものである。

いまのところ、外国人の公務員就任は行政当局のまったくの恣意にまかされる結果を招来している。しかもそれは、立法機関によってつくられた法律によってではなく、行政当局の一方的意思によりなされた点で、法律による行政という憲法の基本に抵触している。

民主主義を標榜する現行憲法下にあっては、かりに外国人に対して公務への就任を制約するとしても、「当然の法理」（その内容がなんであるかまったくしめしていないもの）による包括的基準ではなく、より厳密かつ具体的な基準を設ける必要がある⁴⁾。

その「当然の法理」によるあつかいかたは、敗戦後、それまでこの日本に住んでいた韓国・朝鮮人から、旧「日本」国籍を一方的に剥奪したやりかたと軌を一にしている。この歴史的行為と、定住外国人の「国家」公務員就任の問題状況とは、深い関係がある。

つぎに地方公務員について、すこし考えてみよう。

各地方自治体も国家にならい、それも特別にも考えずに、例の「当然の法理」を定住外国人に適用し、外国人の公務員任用をさまざまにきた。しかし、定住外国人の多く住んでいる地方自治体

や「すすんでいる」地方自治体は、あるていど定住外国人に戸籍を開放している。

このように、定住外国人が地方自治体の公務員に任用されるにさいし障害となるものは、「当然の法理」＝「公権力の行使・公的意思の形成への参画」というりくつである。しかも、地方自治体は独自に考えたうえで、その法理を定住外国人非採用の根拠としているわけではなく、ただ単純に国家に右へならえしているだけのこと〔「御上」意識〕なのである。

しかしながら、定住外国人を多くかかえてこの存在に対応しなければならない地方自治体を中心に、彼らの公務員就任への法的制約はしだいにはずされている。

地方公務員の職種は、(i)一般事務職、(ii)技術職、(iii)医療・福祉職、(iv)看職三職、(v)技能・労務職、(vi)保母職などに区分できる。

各職種の開放状況については、本節の注記中の諸文献や拙稿⁵⁾にゆずるが、決定的にいえるのは、定住：在日外国人の公務員就任に関しては、地方自治体のほうが国家よりもすすんでいることである。

その事実、地方自治体が現実の行政現場で定住：在日外国人と多く接触する機会をもつため、生じた傾向といえる⁶⁾。

注) 現在、たとえば東京都のいくつかの区では、アジア系外国人〔労働者〕の住民比率が急増してきたり、合法的に在留している欧米系外国人労働者の住民比率がそうとうの水準になったりしている。この実態は、外国人の公務員就任の問題もさることながら、地方自治体の住民サービス業務における、まさに真正の「国際化」をせまっている。実際、その業務遂行には一定の変化がおきている。かつての在日韓国・朝鮮人住民に対する自治体窓口の接客態度にくらべて、雲泥の差である。

——ついこのあいだまで、日本国家・地方自治体の在日韓国・朝鮮人に対する行政現場の態度は、「やっかいもの」に対するそれであった。その態度は、過去の植民地支配時代からの自身の責任をわきまえず、あまっさえ在日外国人を「犯罪人」視し、治安的観点から監視・管理し、抑圧するという、暴虐のかぎりを当然とするものであった。

日本政府の「在日」人に対する戦前・戦中およ

び戦後責任は、いまだにはたされていない。定住外国人のがわからずは、その責任を日本にはたさせるための法制度確立が主張されている⁶⁾。

1965年に締結された「韓日基本条約」(同年6月22日締結)は、当時の韓日間の力関係〔とくに経済間〕のため、在日韓国〔朝鮮〕人の地位保全に大きな欠落があった。

同条約の有効期限切れの1991年1月16日の直前まで再協議された、在日韓国〔朝鮮〕人の法的地位の改善策に関する合意事項⁷⁾、定住外国人の立場からみると、若干の評価できる点をのぞき、「歴史的な問題の原点」にまでさかのぼった解決策とはいえない。

在日韓国〔朝鮮〕人の1991年地位・待遇政策に関する韓日両国間の協議のうち、公務員関係の「韓日外相の覚書」内容をみよう。

「公立教員」(主に小中高)への採用は、その道をひらき、日本人と同じ一般の教員採用試験の受験を認めるよう各都道府県を指導する。この「合理的な差異」をふまえた日本国政府の法的見解を前提としつつ、身分の安定や待遇についても配慮するとある。

この内容は、実際に外国人の教員を採用している地方自治体も多くあるなかで、いわずもがなのことをとりきめている。

また「当然の法理」のかわりに、「国籍による合理的な差異」をもちだしていることも、なお問題となろう(もっとも後者は自治省が前者を外国むけに翻訳したものである〔田中 宏の指摘〕)。

いままで外国人教員の採用がなかった地方自治体は、その「国籍による合理的な差異」を考慮して、「常勤講師」(「教諭」より下の職位)なら採用できるとした、文部省の方針変更にしたがうこととなった。これでは、在日韓国・朝鮮人＝定住外国人をハンパ者あつかいしていることになる。「差別」をとりのぞくのではなく、その「固定化：合理化」をはかっている。

「地方公務員」への採用については、公務員任用に関する「国籍による合理的な差異」をふまえた日本国政府の法的見解を前提としつつ、採用機会の拡大がはかれるように地方自治体を指導していくとある。

「国籍による合理的な差異」をふまえる、とい

う文句がくせものである。例の「当然の法理」とのあいだで、いかほどの径庭があるのかわかりにくい。それをもって、今後、すべての地方自治体の態度を大きくかえさせることができるであろうか。

どうしても「国籍」の問題が、事態改善・問題解決での障害となっている。問題のはじまりは、敗戦後、日本政府が旧日本「国籍」保有者の在日韓国・朝鮮人から、その「日本」国籍を不当にとりあげたところにある。この事実を明らかにした文献もある⁸⁾。

日本政府は、在日韓国・朝鮮人への対応において、故意に「ボタンをかけちがえていた」し、これを放置してきたとしかいいようがない。

とはいえ、問題じたいは現実に存在するのであるから、日本政府は「韓日条約」効約切れの時期になって新しく合意した前述の「覚書」内容にとらわれず、在日韓国・朝鮮人問題に対して、早急に根本的な改善政策を樹立し、その解決に努力を傾注しなければならない。

過去の「第1期（第1波）の外国人労働者問題」をろくに解決しようとする意志をもっていなかったこの国は、再び怒濤のように押しよせている「第2期（第2波）の外国人労働者問題」の氾濫のさなか、はたしてなにをなすべきか。

ふたつの「外国人」〔労働者〕問題が逆巻く状態に対処する方針を考えよう。

低賃金労働者ではない対等な地球市民としての外国人うけいれの基盤をつくるために、中期的政策としては、在日韓国・朝鮮人などの受容と彼らに対する差別の撤廃をもっとも重要な課題とすべきである。この人たちを、民族は異なるが同じ権利をもつ市民として、その韓国・朝鮮名などや固有の文化やあるいは民族団体を尊重しながら、日本社会の重要な一員としてうけいれるとき、日本社会に地球上の多くの民族を迎え入れる途がひらかれるのである⁹⁾。

日本政府と日本社会は、明治以来、対アジア諸国とその構成員におこなってきたことの、そのまったく逆の道を歩まねばならない。

韓国・朝鮮人が日本への同化をきらう最大の原因は、民族差別にある。同化を拒否し、民族の誇りを強調するのは、差別の存在こそが前提となっているからである¹⁰⁾。

最近、筆者は、1975年にある出版社から復刻版が出ている、森田芳夫『在日朝鮮人処遇の推移と現状』（法務研修所『法務研究』報告書、第43集第3号、昭和30年7月）の原本を入手した。その原物には、入管名古屋事務所の所蔵印が押ししてあり、表紙には赤鉛筆で「部外秘」が記されていた。

時期的にみて、昭和30（1955）年当時は、在日韓国・朝鮮人問題に困難をきたしていたころである〔同年4月27日より、外国人登録に指紋押捺の強制が開始された〕。それゆえ、そのような書物のマル秘あつかいの事情もわかるような気がする。

しかし、いくらマル秘好きのお役所気質とはいえ、在日韓国・朝鮮人の生活状態を単にとりまとめた文献がマル秘（部外秘）あつかいされるのは、ずいぶん過敏な処置である。

ところで、これまで外国人登録では「指紋押捺」の強制が絶対に必要であり、これを欠いては外国人の「管理」ができないと〔真っ赤なうそを〕いつづけてきた法務省当局は、1991年1月にもたれた韓日外相による在日韓国〔朝鮮〕人の法的地位・待遇に関する協議内容のなかで、2年後までに外国人からの「指紋」採取を廃止することに合意している。

在日韓国・朝鮮人にいわせれば、あたりまえのことが、数十年も遅れてやっと是正されようとしているだけのことである。

経済企画庁発行のある報告書は、こう述べている¹¹⁾。

我が国における国境を越えたヒトの移動は、モノ、情報の国際間移動や、諸外国におけるヒトの国際間移動に比べて進展しておらず、さらにヒトの国際間移動の二方向の局面のうちでは、日本人が海外に出ていく局面の方が多くなっていることを示している。ヒトの交流は、国際的な国民の相互理解と信頼関係の構築のために最も影響が大きく、今後は、我が国におけるヒトの受入れの在り方が、特に問題となってくるといえよう。

……本報告においては、国民生活の国際化を、相互の国民生活の向上に資するようなモノ、情報、ヒトの活発な国際間移動が行われ、様々な文化が相互に尊重される中で、外国人を生活者として日本に円滑に受け入れ、日本人が海外で現地と調和して生活する姿として描く。

——日本はその姿を、過去にいちど、まちがいに描きそこなった。こんどこそ、それを、うまく描いてほしい。絵空事に終わってほしくない。

注

— 1 —

- 1) 民族差別と闘う連絡協議会編『在日韓国・朝鮮人の補償・人権法』新幹社、1989年、29-33頁。
- 2) カラバオの会編『仲間じゃないか外国人労働者』明石書店、1990年、178-179頁。
- 3) 駒井 洋『外国人労働者をみる眼』明石書店、1990年、〔はじめに〕4頁。
- 4) カラバオの会編、前掲書、173頁。
- 5) 駒井、前掲書、37頁。
- 6) 小井土有治編著『外国人労働者』税務経理協会、平成2年、6頁。
- 7) 駒井、前掲書、74頁。

— 2 —

- 1) 後藤純一『外国人労働の経済学』東洋経済新報社、1990年、46-47頁。
- 2) 中村圭介「西独における外国人労働者政策の展開」『日本労働協会雑誌』第348号、1988年8月、56頁。
- 3) ギュンター・ヴァルラフ、マサコ・シェーンエック訳『最底辺』岩波書店、1987年。
- 4) バトリス・ド・ブルケー「フランスの外国人労働者」、前掲『日本労働協会雑誌』67頁。
- 5) 安藤良雄編『近代日本経済史要覧〔第2版〕』東京大学出版会、1979年、134頁、6-37「産業別有業人口」より。
- 6) たとえば、①朴 慶植『朝鮮人強制連行の記録』未来社、1965年、②岩村登志夫『在日朝鮮人と日本労働者階級』校倉書房、1972年、③朴 慶植編『朝鮮問題資料叢書』第1巻・第2巻・第3巻・第12巻、三一書房、1982年・1981年・1982年・1990年などを参照。
- 7) 裴 富吉「外国人労働者問題の再来—在日外国人：定住外国人と一般外国人—」、東京農業大学『オホーツク産業経営論集』第2巻第1号、1991年3月。
- 8) 前田 一『特殊労働者の労務管理』山海堂、昭和18年。本書は「単純労働者」としての朝鮮人（「鮮人」）と中国人（「苦力」）を論じた書物である。
- 9) 池上 努『法的地位200の質問』京文社、昭和40年、167頁。
- 10) 『朝日新聞』1985年5月11日、朝刊を参照。

— 3 —

- 1) 行財政総合研究所編・本多淳亮監修『外国人労働者の人権』大月書店、1990年、241頁以下。
- 2) 同書、60-61頁。

- 3) 小井土編著『外国人労働者』6頁。
- 4) 朴 慶植編『朝鮮問題資料叢書』第12巻所収、105頁。
- 5) 6) 大阪市社会部調査課編纂『朝鮮人労働者問題』大正13年〔復刻版、巖南堂書店、昭和48年〕、78-79頁。
- 7) カラバオの会編『仲間じゃないか外国人労働者』312-313頁。「研修生」に関する問題点については、江橋 崇編『外国人労働者と人権』法政大学出版局、1990年を参照されたい。
- 8) カラバオの会編、同書、312頁。
- 9) 『朝日新聞』1991年1月10日、朝刊、「この国（9）—日系労働者の孤独」。
- 10) 本多監修『外国人労働者の人権』62頁。
- 11) 同書、264頁。
- 12) 小井土編著、前掲書、136頁。
- 13) 森 廣正『現代資本主義と外国人労働者』大月書店、1986年、19-22頁。
- 14) 上杉 聡『天皇制と部落差別』三一書房、1990年、170-176頁。友永健三『部落地名総鑑事件』部落解放出版所、1989年、76-88頁。
- 15) 床井編『いま在日朝鮮人の人権は』64-65頁。

— 4 —

- 1) 『 코리아就職情報』第15号、1990年9月、28-33頁。
- 2) 中井清美『定住外国人と公務就任権』柘植書房、1989年、203頁、208-209頁。
- 3) 徐 龍達編著『韓国・朝鮮人の現状と将来』社会評論社、1987年、86-87頁。
- 4) 岡 義昭・水野精之編『外国人が公務員になったっていいじゃないかという本』径書房、1989年、194頁、190-191頁。
- 5) 裴『外国人労働者問題の再来』『オホーツク産業経営論集』。
- 6) 「在日植民地出身者に関する戦後補償および人権保障法（草案）」〔1988年10月〕、「在日韓国・朝鮮人の処遇改善に関する提言」〔1990年4月〕などが提出されている。
- 7) 1990年11月から1991年1月までの新聞報道。
- 8) 松本邦彦「在日朝鮮人の日本国籍剥奪」、東北大学『法学』第52巻第4号、1988年10月。
- 9) 駒井『外国人労働者をみる眼』84頁。
- 10) 坂中英徳『今後の出入国管理行政のあり方について』日本加除出版、平成元年〔坂中自費出版は1977年〕、竹村照雄「序にかえて」4頁。
- 11) 経済企画庁国民生活局編『国民生活の国際化』大蔵省印刷局、昭和63年、1頁。

——1991. 2. 25——

——1991. 8. 20 補筆——